

■議案第2号 町道路線の認定について

【要旨】

道路法第8条2項の規定に基づき、町道路線を認定することについて、議会の議決を求めるものです。

[中向東線]

今回認定を求める路線は、国道56号線から分岐した路線で、住家が4戸存在し、地域の生活道として利用されていることから、町道に認定し維持管理を図るものです。
(認定基準第4号該当)

路線概要

整理番号	(窪川) 701	延長
路線名	中向東線	
起点地番	金上野字中向1139-1	77m
終点地番	金上野字中向1129-4	

[東大奈路立野線]

今回認定を求める路線は、国道56号線から分岐した路線で、住家が3戸存在し、地域の生活道として利用されていることから、町道に認定し維持管理を図るものです。
(認定基準第4号該当)

路線概要

整理番号	(窪川) 702	延長
路線名	東大奈路立野線	
起点地番	東大奈路字立野475-57	51m
終点地番	東大奈路字立野475-56	

[壺斗俵2号線]

今回認定を求める路線は、県道窪川船戸線から分岐した路線で、住家が7戸存在し、地域の生活道として利用されていることから、町道に認定し維持管理を図るものです。
(認定基準第4号該当)

路線概要

整理番号	(窪川) 703	延長
路線名	壺斗俵2号線	
起点地番	壺斗俵字カザヤシキ418-4	160m
終点地番	壺斗俵字後家ヤシキ378-2	

[瓜生野北線]

今回認定を求める路線は、県道小味野々川口線から分岐した路線で、住家が4戸存在し、地域の生活道として利用されていることから、町道に認定し維持管理を図るものです。(認定基準第4号該当)

路線概要

整理番号	(窪川) 704	延長
路線名	瓜生野北線	
起点地番	南川口字ウリウノ332-4	132m
終点地番	南川口字ウリウノ338-2	

[大道日吉線]

今回認定を求める路線は、林道大道線からの転用による路線で、沿線に多数の集落が存在し、森林施業のためだけでなく集落を結ぶ基幹的な生活道として重要な機能を担っています。

また、起点は町道を経由して国道381号線から終点は愛媛県鬼北町までを連絡しており、災害時等の迂回路機能も有するなど公共性の高いものとなっていることから、町道に認定し維持管理を図るものです。(認定基準第3、4号該当)

路線概要

整理番号	(十和) 32071	延長
路線名	大道日吉線	
起点地番	久保川字馬の駄場524-1	16,020m
終点地番	十川字赤奴多1264-3	

[昭和船戸ノ上り線]

今回認定を求める路線は、国道381号線から分岐した路線で、四万十町十和学校給食センター及び昭和保育所が存在し、公共施設への連絡道として利用されていることから、町道に認定し維持管理を図るものです。(認定基準第1号該当)

路線概要

整理番号	(十和) 32072	延長
路線名	昭和船戸ノ上り線	
起点地番	昭和字船戸ノ上り416-9	283m
終点地番	昭和字船戸ノ上り414-1	

【根拠法令】

道路法（抜粋）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

四万十町町道の認定基準に関する規程（抜粋）

（認定基準）

第2条 前条の認定に当たっては、次に掲げる基準によるものとする。

- （1） 公共施設への連絡路であるもの
- （2） 港、駅等への連絡路であるもの
- （3） 隣接市町村への連絡路であって重要であるもの
- （4） 3戸以上の集落への連絡路であって生活道として重要であるもの
- （5） 人家密集地帯の連絡路であって生活道として重要であるもの
- （6） 国道及び県道との連絡上重要であるもの
- （7） 町道間の連絡上重要であるもの
- （8） 3戸以上の住宅が接しているもの
- （9） 前各号に掲げるもののほか、行政上特に認定の必要があるもの